和光大学ハラスメント対策会議規程

（趣　　旨）

第 1 条　　この規程は、和光大学ハラスメント防止委員会規程第３０条第２項の規定に基づき、和光大学ハラスメント対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条　　対策会議は、学長から諮問された事項を審議する。

（構　　成）

第 3 条　　対策会議は、学長の指名する専任教職員数名による委員によって構成する。

（任　　期）

第 4 条　　対策会議委員の任期は、諮問された事項に関する対策会議の任務が終了するまでとする。

（任　　務）

第 5 条　　対策会議は、諮問された事項について遅滞なく審議し、学長へ答申するものとする。

（議　　長）

第 6 条　　対策会議に議長を置く。議長の選出は、委員の互選とする。

（議長の任務）

第 7 条　　議長は、会議を統括する。

（議長の権限）

第 8 条　　議長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を徴することができる。

（事　　務）

第 9 条　　対策会議の事務は、事業室が所掌する。

（規程の改廃）

第１０条　　この規程の改廃は、教授会の議を経てこれを行う。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２１年６月４日から施行し、２０２１年４月１日から適用する。